平成２６年度第１回

下請法クイズ

「下請法」って聞いたことはあるけど，どんな法律なのかな？
難しそうだけど，うちの会社にも関係あるのかな・・・？

下請法の理解に役立つ下請法クイズがあるよ！ ステップ１（下請法の適用範囲），ステップ２（親事業者の義務），ステップ３（親事業者の禁止事項）に分かれているから，チャレンジしてみてね！

【ステップ１】次の取引のうち，下請法の適用があるものには○を，そうでないものには×を付けてください。

１： 小売業を営むＡ社（資本金３億円超）は，自社の店舗で販売する自社のプライベートブランドの商品（ＰＢ商品）の製造をＢ社（資本金３億円）に委託した。

２： 小売業を営むＣ社（資本金１億円）は，自社の店舗で販売する自社のプライベートブランドの商品（ＰＢ商品）のデザインの作成を個人事業者Ｄに委託した。

３： Ｅ社（資本金４億円）は，自社が製造販売する家電製品の取扱説明書について，その内容の作成から印刷までをＦ社（資本金２億円）に委託した。

【ステップ２】次の親事業者の行為のうち，下請法に照らして問題とならない行為には○を，そうでないものには×を付けてください。

１： 下請事業者の見積りのとおりに発注することとしたので，書面は交付せずに口頭で発注した。

２： 納品に対しては受入検査を行っているが，受入検査は納品日に即日で行っていることから，発注書面には受入検査を完了する日を記載しなかった。

３： 下請代金の支払方法については，発注書面とは別の書面により下請事業者にあらかじめ通知しているので，個々の発注書面には記載しなかった（ただし，発注書面には，支払方法についてはその別の書面による旨を記載している。）。

４： 当社は，下請取引に関する書類を社内規定に従って２年間保存している。

【ステップ３】次の親事業者の行為のうち，下請法に照らして問題とならない行為には○を，そうでないものには×を付けてください。

１： 発注時に定めた納期に下請事業者から納品を受けたが，当社の倉庫にはまだ在庫が残っており保管スペースがなかったため，物品は受領せず，翌月に再度納品してもらうこととした。

２： 当社は支払制度を毎月末日納品締切・翌月２０日支払としており，下請事業者には翌月１５日までに請求書を提出するようお願いしているところ，下請事業者からは２０日に請求書が提出されたので，その月の代金については１か月支払を遅らせた。

３： 下請事業者には銀行振込により下請代金を支払うとともに，その際に当社が銀行に支払う振込手数料は下請事業者が負担する旨をあらかじめ文書により下請事業者と合意していたところ，当社では半年前からインターネットバンキングを利用することにより従来に比べて銀行に支払う振込手数料が安くなったので，その後は，下請事業者に負担してもらう振込手数料をインターネットバンキングを利用した場合の金額に変更した。

４： 下請事業者とは数十年にわたり下請取引を行っており，数十年前から歩引きとして毎月の取引金額の一定割合を差し引いて下請代金を支払っている。歩引きは業界の慣行として昔から行われているものであり，下請事業者からも歩引きに関して不満は聞いていない。

＜回答と解説＞

【ステップ１】の回答：１→○，２→○，３→○

下請法は，適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託，修理委託，情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており，この２つの条件を満たすと下請法が適用されます。

１：　小売業を営む事業者であっても，他の事業者に物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を委託することは「製造委託」に当たります。「製造委託」では，委託元の資本金が３億円を超えている場合，委託先が資本金３億円以下又は個人事業者であれば下請法の適用対象となります。また，委託元の資本金が１０００万円を超えている場合，委託先が資本金１０００万円以下又は個人事業者であれば下請法の適用対象となります。（３億円基準）

なお，製造委託のほか，修理委託，情報成果物作成委託のうちプログラムの作成委託並びに役務提供委託のうち運送，倉庫保管及び情報処理の委託についても，３億円基準により，資本金区分に該当するか判断されます。

２：　自社が販売する商品のデザインの作成を他の事業者に委託することは「情報成果物作成委託」に当たります。「情報成果物作成委託」では，委託元の資本金が５０００万円を超えている場合，委託先が資本金５０００万円以下又は個人事業者であれば下請法の適用対象となります。また，委託元の資本金が１０００万円を超えている場合，委託先が資本金１０００万円以下又は個人事業者であれば下請法の適用対象となります。（５０００万円基準）

なお，情報成果物作成委託のほか，役務提供委託についても，５０００万円基準により，資本金区分に該当するか判断されます（プログラムの作成委託や運送，倉庫保管又は情報処理の委託は，３億円基準により，資本金区分に該当するか判断されます。）

３：　取扱説明書は販売商品の一部を構成するものになりますので，取扱説明書の内容（コンテンツ）の作成及び印刷を委託することは下請法の対象になります。この場合，取扱説明書の印刷を委託することは「製造委託」に，取扱説明書の内容（コンテンツ）の作成を委託することは「情報成果物作成委託」に当たります。このように，３億円基準により資本金区分を判断する取引と，５０００万円基準により資本金区分を判断する取引が同時に発注された場合は，それぞれの取引ごとに，それぞれの資本金基準により下請法の対象になるかどうか判断されます。設問の例では，取引当事者の資本金の額から，印刷の委託は下請法の対象になりますが，内容（コンテンツ）の作成の委託は下請法の対象になりません。

なお，これらが一体不可分の取引として発注された場合は，いずれかの資本金区分に該当すれば，一体として下請法の対象になります。

【ステップ２】の回答：１→×，２→×，３→○，４→○

１：　親事業者が，発注に際して必要記載事項を記載した書面を直ちに交付しないことは，「書面の交付義務」（下請法第３条第１項）の規定に違反します。下請事業者の見積りのとおりに発注する場合であっても，発注の都度，親事業者は必要記載事項を記載した発注書面を交付しなければなりません。

２：　親事業者は，発注書面に，①自社及び下請事業者の名称，②発注年月日，③発注内容，④納期，⑤納入場所，⑥（受入検査を行う場合）検査完了期日，⑦下請代金の額，⑧支払期日，⑨（手形，一括決済方式，電子記録債権で下請代金を支払う場合）支払方法等，⑩（有償で原材料等を支給している場合）原材料等のａ品名，ｂ数量，ｃ対価，ｄ引渡期日，ｅ決済期日，ｆ決済方法の必要記載事項を全て記載する必要があります。受入検査を納品日に即日で行っている場合でも，受入検査を行うときは，発注書面に検査完了期日を記載しなければなりません。

３：　発注書面に記載する必要記載事項のうち，例えば，支払期日を毎月の特定の日とする，支払方法は手形とするなど，個々の発注により内容が変わることのない事項について発注書面とは別の書面によりあらかじめ通知している場合，個々の発注書面には，それらの事項の内容を記載する代わりに，それらの事項はあらかじめ通知している別の書面による旨を記載することでも，下請法で問題とはなりません。

４：　親事業者は，下請取引の内容等について記載した書類を作成し，２年間保存する義務があります（下請法第５条）。

【ステップ３】の回答：１→×，２→×，３→○，４→×

１：　親事業者が，下請事業者に責任がないのに受領を拒むことは，受領拒否（下請法第４条第１項第１号）として問題となります。受領拒否には，設問のように，あらかじめ定めた納期を延期して受領を拒むことも含まれます。

２：　下請法では，下請事業者からの請求のあるなしにかかわらず，納品を受けた日から６０日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要があります。設問のように，下請事業者からの請求書の提出が遅れた場合であっても，あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払わないことは，支払遅延（下請法第４条第１項第２号）として問題となります。

３：　下請法では，下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について，発注前に，当該手数料は下請事業者が負担する旨を書面で合意している場合には，親事業者が負担する実費の範囲内で当該手数料の負担を下請事業者に求めることは問題ありません。

ただし，実費の範囲内とは，親事業者が振込手数料として実際に銀行等に支払う額の範囲内のことであって，インターネットバンキングやファームバンキングなどの方法を利用する場合でも同様ですので，親事業者は，自社が実際に銀行等に支払う振込手数料に変更があった際には，その額を超えて下請事業者に負担を求めていないか確認する必要があります。

４：　長年にわたり業界の慣行として行っているものであっても，差し引く名目にかかわらず，下請事業者に責任がないのに，発注時に決定した下請代金の額を発注後に減ずることは，下請代金の減額（下請法第４条第１項第３号）として問題となります。

公正取引委員会では，下請法に関するパンフレット・テキストの作成や講習会の開催もしています。また，下請法に関する相談も受け付けていますので，いつでも下記の連絡先までお問い合わせください。

公正取引委員会事務総局中部事務所　下請課
電話　052-961-9424（直通）　FAX　052-971-5003
ホームページ　http://www.jftc.go.jp